同窓会　会則

長野医療衛生専門学校同窓会

第１章　総　則

第１条　　本会は長野医療衛生専門学校同窓会と称し、事務局を長野医療衛生専門学校内に置く。

第２章　目　的

第２条　　本会は会員相互の親睦を図り、また母校の発展のために寄与するものとする。

第３章　会　員

第３条　　本会会員は、本校卒業生とする。

第４章　事　業

第４条　　本会は次の事業を行う。

１）総会の開催

２）母校の後援

３）会員名簿の管理

４）その他本会の目的達成に必要な事項

第５章　役　員

第５条　　本会に次の役員を置く。

会長１名

副会長２名

~~会計監査２名~~

会計２名

幹事　各学科数名

事務局３名（学校職員）

第６条　　役員の任務は次のとおりとする。

１）会長は本会を代表し、会務を統括する。

２）副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

３）会計監査は会計を監査する。

４）会計は本会の会計を司る。

~~５）幹事は同期生の会務連絡に関する事務を行うとともに、本会の企画・運営並びに事業計画の立案にあたる。~~

第７条　　役員は次の方法によって選出し、その任期は２年とし、再任を妨げない。

１）会長・副会長及び会計、会計監査は、役員会において選出する。

~~２）会計は幹事の中から会長が指名する。~~

~~３）幹事は各期卒業生から会長が委嘱する~~。

第６章　総会

第８条　　総会は２年毎に開き、役員信任、会則の変更、会計の承認、その他重要事項を審議する。
~~会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。~~

第９条　　総会は会長が招集する。

第１０条　総会に議長を置き、会長をもって充てる。

第１１条　総会の議事は出席者の過半数によって議決される。

第７章　役員会

第１２条　役員会は、会長・副会長・会計・会計監査・事務局をもって構成し会長が必要に応じて招集する。

第１３条　役員会の任務は次のとおりとする。

１）本会の企画・運営並びに庶務

２）総会の運営

３）事業・予算計画の立案とその執行

４）~~同期生に関する~~会員に対する会務連絡

５）その他必要事項の処理

第８章 会計

第１４条　本会の経費は、入会金２０，０００円をもってこれに充てる。

第１５条　本会の会計年度は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第１６条　本会に次の帳簿を備える。

１、会則

２、会員名簿

３、役員名簿

４、会計簿

５、記録簿

６、その他必要と認める帳簿

第９章 会則改正

第１８条　本会則を改正する場合は、~~総会~~役員会の議決による。

第１０章　　補則

第１９条　会長は会務を処理するため、役員会にはかり、必要な事項に関して細則を定めることができる。

第２０条　本会は、平成１８年１１月３日より施行する。

附則　この会則は平成２０年９月１８日より施行する。

この会則は平成２６年７月１９日より施行する。

この会則は令和５年６月１日より施行する。